論文課題　資料２

○桑都市図書館運営規則（昭和 59 年桑都市教育委員会規則第 19 号）

（目的）

第１条　この規則は、桑都市図書館条例（昭和 59 年桑都市条例第 38 号）第５条の規定に基づき、桑都市図書館（以下「図書館」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第２条　図書館は、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第３条の規定に基づき次の事業を行う。

⑴　図書館資料の収集、整理及び保存

⑵　図書館資料の個人貸出し、団体貸出し及び館内提供

⑶　読書案内

⑷　レファレンス

⑸　読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会その他資料展示会等の主催及び奨励

⑹　館報その他の読書資料の発行及び頒布

⑺　他の図書館、学校、公民館及び研究所等との連絡並びに協力

⑻　図書館資料の図書館相互貸借

⑼　市内の学校図書館への資料提供

⑽　読書団体との連絡及び協力並びに団体活動の促進

⑾　地方行政資料の収集及び貸出し

⑿　視聴覚資料の収集及び貸出し

⒀　その他図書館の目的達成のため必要な事業

（開館時間）

第３条　図書館の開館時間は、火曜日から金曜日までは午前 10 時から午後７時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第３条に規定する休日（以下「休日」という。）は午前 10 時から午後５時までとする。ただし、館長が必要と認めた場合は、これを変更することができる。

（休館日）

第４条　図書館の休館日は、次のとおりとする。

⑴　月曜日（休日を除く。）

⑵　毎月第４金曜日（休日を除く。）

⑶　12 月 28 日から翌年１月４日まで

２　前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合は、教育長の承認を受けて臨時に休館日を定めることができる。

（入館者の心得）

第５条　入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所以外に図書館資料を持ち出さないこと。
⑵　館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。
⑶　所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。

（利用制限）

第６条　この規則又は館長の指示に従わない者に対し、館長は、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

（個人貸出しの手続き）

第７条　図書館資料の貸出しを受けようとする者は、利用カード交付申請書を館長に提出し、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

（団体貸出しの対象及び手続き）

第８条　図書館資料の貸出しを受けることができる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
⑴　市内の事業所
⑵　官公署
⑶　市内の生涯学習団体
⑷　その他館長が適当と認めた団体

２　図書館資料の貸出しを受けようとする団体は、利用カード交付申請書を館長に提出し、利用カードの交付を受け、これにより申し込まなければならない。

（利用カードの紛失等の届出）

第９条　利用カードを紛失したとき、又は利用カード交付申請書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を届出なければならない。

（貸出しの冊数及び期間）

第 10 条　個人の図書館資料の貸出冊数は、同時に 15 冊以内とし、貸出期間は、15 日以内とする。

２　団体の図書館資料の貸出冊数は、団体の構成員数に応じ、1 回 300 冊を限度とし館長が別に定め、貸出期間は、２月以内とする。

３　前２項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認めたときは、貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

（準用）

第 11 条　この規則に定めるもののほか、図書館における事務処理、職員の服務その他必要な事項は、教育委員会及び市の規則等を準用する。

附　則

この規則は、昭和 59 年４月１日から施行する。